

# 国内経済要録

## ◇昭和47年度一般会計補正予算案および財政投融资第2次追加の決定

政府は10月20日の閣議で、①公共事業費等の増額 5,365億円、国債の増発 3,600億円(市中引受け分 1,700億円、資金運用部引受け分 1,900億円)などを主内容とする総額 6,512億円の47年度一般会計補正予算案および②公社(国鉄・電電)、公団(水資源)、中小3金融機関の年末融資、地方公共団体の公共事業追加のための地方債増額を織り

### 47年度一般会計補正予算

(単位・億円)

歳出の補正額		歳入の補正額	
歳出の追加額	7,606	歳入の追加額	6,512
うち公共事業費(災害復旧事業費を含む)の追加	5,365	うち税 収 増	2,820
公務員給与改善費	1,133	国 債	3,600
地方交付税交付金	656	そ の 他	92
その他	452		
歳出の修正減少額	△ 1,094		
うち予備費の減額	△ 700		
既定経費の節減	△ 394		
補正額計	6,512	補正額計	6,512

### 財政投融资の追加

(単位・億円)

	今 次 追加額	既 往 追加額	合 計	うち 本年度支出分
国 鉄	560	—	560	400
電 電	500	—	500	500
住 宅 公 庫	—	465	465	265
中小3金融機関	1,950	50	2,000	2,000
輸 ・ 開 銀	450	150	600	600
道 路 公 団	—	414	414	410
鉄 建 公 団	—	115	115	115
公害防止事業団	—	110	110	52
水 資 源 公 団	40	—	40	40
特定土地特別会計	95	—	95	67
地方公共団体	4,199	2,120	6,319	6,270
その他	54	152	206	193
合 計	7,848	3,576	11,424	10,912

## 補正追加による公共事業の事業規模拡大

(単位・億円)

	国 費			総事業規模(B)	A/B (%)
	歳 出	債務負担(注1)	計 (A)		
一 般 公 共	3,819	1,046	4,865	8,014	60.7
災 害 復 旧	1,083	—	1,083	1,432	75.6
そ の 他 施 設	463	284	747	1,028	72.6
一般会計分小計	5,365	1,330	6,695	10,474	63.9
財 投 分 計			5,030	7,848	
重 複 分 (注2)				△ 2,792	
計				15,530	

(注1) 本年度歳出分を除く。

(注2) 地方公共団体 2,699億円、特定土地特会58億円ほか。

込んだ財政投融资第2次追加5,030億円(事業規模7,848億円)を決定した。この結果、公共事業の拡大規模は、契約だけを本年度に行なう国庫債務負担行為と国庫補助事業の増加に伴う地方公共団体負担分を加えたいわゆる事業規模ベースでは、1兆5,530億円に達することとなった。

## ◇対外経済政策の推進(第3次円対策)について

政府は10月20日の対外経済政策推進関係閣僚懇談会において、最近の内外経済情勢にかんがみ、当面、下記によりさる5月以降逐次実施している対外経済緊急対策の内容をさらに拡充して、対外経済関係の調整を図ることを決定した。

### (1) 輸入の拡大

#### イ. 輸入の自由化

残存輸入制限品目について、引き続きいっそうの自由化を進めることとし、その計画的推進を図る。

#### ロ. 関税の一律引下げ

鉱工業産品および農産加工品の関税を原則として一律20%引き下げる。

なお、上記措置により、輸入が急増し、国内産業に被害を生ずる場合には、適切な措置をとる。

#### ハ. 特恵関税制度の改善

特恵関税制度の改正およびその運用の改善を図る。

#### ニ. 輸入割当て枠の拡大

輸入割当て枠について、原則として対前年度比30%増以上に拡大するとともに、国内消費量の7%相当に満たないものについては7%相当まで拡大する。

#### ホ. 輸入金融の拡充

(イ) 現在、原料・材料の輸入に必要な前払資金を対象

としている日本輸出入銀行の輸入金融の融資対象範囲を拡大し、製品を含めた重要物資の輸入のために必要な資金も対象とする。

(ロ) 日本輸出入銀行の輸入金利を1%程度引き下げる。

ヘ. 輸入手続の簡素化

輸入担保金制度の廃止、輸入承認制度の整理、事前許可品目の縮小、携帯品の免税限度の引上げ等輸入手続の簡素化を行なう。

ト. その他

(イ) 金地金および金製品の民間輸入の禁止を解除する。

(ロ) 加工再輸入減税制度の対象品目を拡大する。

(2) 輸出の適正化

イ. 海外市場開拓準備金制度

資本金10億円超の法人に対する海外市場開拓準備金については、期限(昭和49年3月末)到来をまたずに廃止する。

ロ. 輸出貨物用原材料戻税制度

対象品目の縮小を図る。

ハ. 日本輸出入銀行輸出金利

日本輸出入銀行の輸出金利を原則として1%引き上げる。

ニ. 輸出貿易管理令の機動的運用

特定地域に対する輸出急増品目に対し、機動的かつ積極的に輸出貿易管理令を発動する。

なお、輸出税または輸出課徴金の創設については、引き続き慎重に検討する。

(3) 資本の自由化等

イ. 資本の自由化

資本の自由化を積極的に推進する。

ロ. 為替管理制度の緩和

渡航外貨の持出し、著作権の対価の支払、出国時の外貨への再交換、個人の小額送金等についての制限を大幅に緩和する。

(4) 経済協力の拡充

イ. 経済協力の質的改善等

(イ) 日本輸出入銀行および海外経済協力基金による直接借款および開発事業金融のアンタイング化を推進することとし、所要の措置を講ずる。

(ロ) 国際的要請にこたえて、援助の効率を確保しつつ、今後とも無償資金協力、技術協力および国際機関に対する協力等政府開発援助の拡充ならびに政府直接借款の条件の緩和にいつその努力を払う。

ロ. 海外投資金融の拡充

(イ) 日本輸出入銀行の海外投資金融の融資対象を拡大し、設備関係以外の長期事業資金も対象とする。

(ロ) 日本輸出入銀行の海外投資金融については、金利を1%程度引き下げる。

(5) 福祉対策の充実

イ. 相対的に立ち遅れている社会資本の整備を一段と促進するとともに、わが国が当面する緊急の課題である国際収支の均衡回復に資するため、公共事業等の追加を含む予算補正および財政投融资計画追加の措置を講ずる。

ロ. 引き続き、今後とも社会資本の整備、社会保障の充実、環境保全対策の拡充、週休二日制の推進等の諸施策を強化し、福祉指向型経済への転換を促進する。

◇経済企画庁、47年度経済見通しを改訂

経済企画庁は、最近における景気が順調な回復を示している状況にかんがみ、本年1月に閣議決定をみた昭和47年度の経済見通しについて次のような改訂試算を行ない、10月20日の閣議で了承を得た。

47年度経済見通しの改訂試算

	今回試算	前年度比 増減(Δ)率	1月 見通し	前年度比 増減(Δ)率
	億円	%	億円	%
国民総生産	932,000	14.8程度	902,000	12.4
〃 (実質)		9.5〃		7.2
個人消費支出	485,000	14〃	485,500	13.8
民間住宅建設	64,000	22〃	61,500	15.6
民間設備投資	164,000	8〃	149,500	2.7
民間在庫投資	18,000	55〃	17,000	70.0
政府支出	183,000	24〃	172,000	17.0
海外経常余剰	18,000 <sup>Δ</sup>	20〃	16,500 <sup>Δ</sup>	17.1
鉱工業生産		11.2〃		7.5
卸売物価		2.0〃		0.0
消費者物価		5.3〃		5.3
経常収支	億ドル 55程度		億ドル 47.0	
貿易収支	82〃		71.5	
輸出	279〃	13.1	254.0	8.5
輸入	197〃	21.3	182.5	15.1
基礎的収支	19〃		27.0	

(注) 沖縄県分は含まない。

◇外貨資金の流入規制措置について

大蔵省は、10月20日の対外経済政策推進関係閣僚懇談会の決定を機会に外貨資金の流入を抑制するため、外国投資家の対日証券投資規制等の措置を実施することとし

た。本規制の概要は次のとおり。

- (1) 外国投資家の対日証券投資規制(10月21日から実施)
  - イ. 外国投資家は、本邦にある証券会社または為銀を代理人とする場合を除き、原則として円払証券取得の認許可を受けることができないこととする。
  - ロ. 株式とその他の証券を別建に規制することとし、それぞれにつき証券会社または為銀が外国投資家の代理人として取得の認許可を受けうる額は、原則として本規制実施後の処分額の範囲内とする。
- (2) 中長期の現地貸付に関する規制(10月21日から実施)
 

本邦為銀の行なう企業に対する現地貸付のうち、その期間が1年をこえる中長期のものについて、従来の包括許可を個別許可に改める。
- (3) 輸出船舶の用船契約に関する規制(10月23日から実施)

最近、中古船のチャーター・バック(注)によるリース資金の流入が目だっている状況にかんがみ、本邦からの輸出船舶の用船契約について従来自由であったものを要許可とする。

(注) 自社保有船を子会社等非居住者に売却し、いったん輸出代金の回収を行なった後、売却者が同船舶を外貨建てチャーターする一連の取引。これにより今後の外貨建て運賃収入の為替リスクをカバーすることとなる。

#### ◇全銀協、年末日休業を決定

全銀協では、本年5月以来、年末日の営業について通

常の日曜日どおり休日とする方向で検討を進めてきたが、10月18日、次のとおり正式に決定。またその他の金融団体(注)も、全銀協の呼びかけに応じこれと同一歩調をとることになった。

- (1) 本年の12月31日は日曜日であるので休業とする。  
ただし、地域の実情により現金の受入れを行なうことが必要やむをえないと認められる店舗があると判断した場合には、当該銀行はその店舗にかぎり適宜の措置を講ずるものとする。
- (2) 12月30日(土)の営業は平常の土曜日どおり正午までとする。

(注) 相銀協、全信協、全信中協、信連協、全漁連、商中、労金協。

#### ◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	6.5%	6.625%	6.75%	6.875%
10月7日以降	6.625	6.625	6.875	6.875
11月1日々	6.75	6.875	7.00	7.125